

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

第5回口頭弁論が開かれました

9月3日、東京地方裁判所立川支部で第5回弁論期日が開かれました。

2月は厳冬の中、5月は激しい風雨の中、と厳しい気候の中で、昨日は猛暑もたが、昨日は猛暑もやや遠のき、絶好の裁判日和(？)の空のもと事前集会、傍聴、報告集会に約90名の原告、支援者らが参加しました。

「原告側」・準備書面(5) | 横田基地の公共性に関する国の主張に対する反論
・準備書面(6) | 周辺対策(住宅防音工事)に関する国の主張に対する反論
・申立予定の現地検証について(現地検

証に関する意見書)

証に関する意見書
・証拠書類ー各種文献、報道記事など(主に準備書面(5)に関連するもの)

「被告(国)側」
・準備書面(6)ー地上騒音に関する主張
・準備書面(7)ー自動騒音測定データに関する釈明

「危険への接近」論
・準備書面(8)ー「危険への接近」論に関する主張
・証拠書類ー上記準備書面(6)〜(8)に関連する各種資料

● 提出書面の口頭説明
本日の期日では、



報告集会で陳述内容を説明する
中村 晋輔 弁護士(上)
佐藤 宙(おき) 弁護士(下)



原告(住民)側の準備書面(5)と(6)の内容について、弁護団から口頭での説明をしました。

横田基地には公共性があるといっても、騒音被害を正当化するような高度の公共性は認められないこと、横田基地が存在するメリットより被害の方が大きいこと(準備書面(5))、住宅防音工事で被害が減少するという主張は、密閉された家の中に閉じ籠もった生活を強いるようなものであり、現実に騒音をまき散らしていることをごまかしていること(準備書面(6))を、裁判例などを踏まえて説

明しました。

● 現地検証に向けての申入れ

さらに、原告(住民)側では、今後騒音被害地域における現場検証を求める予定ですが、それに向けて、検証候補地や実施予測時間などを書面で提案しました。国側は準備書面(6)(7)(8)

を提出しただけで、内容についての説明等はありませんでした。

現地検証については、従来国側は、防音工事施工済みの住宅・施設での検証を求めることが多くありましたが、今日の段階では、特に考えていないということでした。この点は、今後の進行協議期日で詰めていくことになり。

● 国側から環境庁コンタクト提出の予告

また、国側では、環境庁方式による騒

音コンタクトを、近々証拠として提出する予定があることを予告しました。現在の防衛施設庁方式による騒音コンタクトは、実際の騒音被害に比べて過大だというのが国側の主張です。大幅に狭めたコンタクトを示してくるのは確実と思われる。

● 今後の予定

今後の予定としては、国側から提出されている書面(地上騒音、騒音測定データ、「危険への接近」論など)に対する反論を準備するとともに、現地検証についても、現地検証についての具体化、原告本人尋問、専門家証人などの準備を進めていくこととなります。

第6回裁判が決まりました

12月3日(水)午後2時~

東京地裁立川支部

これまでの裁判上の主張について

(1ページよりの続く)
また、次回期日に先立って、2014年(平成26)年10月15日午前11時、進行協議期日が開かれます。今後の検証の進め方や立証計画等について、裁判所原告(住民)、被告(国)の三者で協議をする手続きです。

弁護士事務局長就任のごあいさつ



弁護士 加納 力

この夏より、前任の山本哲子弁護士から弁護士事務局長を引き継ぎました。横田基地の騒音被害問題には、第1次新横田基地公害訴訟が提起された1996

弁護士事務局長 加納 力

第1陣の提訴から早くも1年半が経過しようとしています。

これまで原告(住民)と被告(国)から、訴状、答弁書、準備書面という形で

(平成8)年4月から弁護士の一員として関わってきましたが、以来18年半、遅まきながら弁護士事務局長の重職を預かることとなりました。

皮肉なことに、所属している法律事務所は防衛省の目と鼻の先にありますので、横田基地訴訟の歴史の中で最も「防衛省に近い」の弁護士事務局長ということになります。もちろんこれは地図の上での話ですが、私自身元被害住民だったという点も横田基地問題と

それぞれ主張が提出されていますので、どのような内容の書面が提出されているのか、流れに沿って簡単に紹介いたします。

今年3月から始まった陳述書作成も立証の一部です。被害住民の声を裁判官に届けるための大切な作業です。今後は、陳述書だけではなく、みなさんの中から代表者を選んで、法廷で被害を訴えていただく「原告本人尋問」も予定しています。また、裁判官に実際に現地に足を運んでもらい、騒音被害の実情を見てもらう「検証」の準備も進めています。航空機騒音問題の専門家にも協力をお願いし、騒音被害を科学的に証明することも検討しています。

1 訴状―原告

横田基地の軍用機の騒音等によって周辺住民が深刻な被害を受けていることを主張し、これを防止するために午後7時から翌朝午前7時までの活動を差し止め

被害の補償として過去から将来にわたる損害賠償を支払うよう求めたものです。訴状は第1陣と第2陣の2つがあります。

2 答弁書―被告

原告の訴状に対する認否を主な内容とするもので、原告の請求はいずれも認められるべきではないとしています。そのうち、自衛隊機の活動を差し止める点については、民事裁判では扱えないので却下すべきであるとし、また、将来にわたる損害賠償については不確定な請求なので却下すべきとしています。

答弁書も第1陣に対するものと第2陣に対するものの2つがあります。3 準備書面(1)―原告 被告の答弁書に対して反論したものです。自衛隊機の活動差止めは行政訴訟によるまでもなく、民事

裁判で審理するべきであること、将来にわたる損害賠償については、被害が将来にわたって続くかどうかも含めて審理を進めるべきで、はじめから却下する理由はないと反論しました。

4 準備書面(1)―被告

訴状に対する国側からの反論を中心とする書面です。冒頭、横田基地がどのような経緯と根拠に基づいて設置・管理されているかについての説明があり、その上で、米軍機の活動の差止めを国(日本政府)に求めるのは筋違いであるとしています。また、損害賠償を求める点については、騒音の影響は受忍限度内である。うるささ指数は防衛施設庁方式ではなく環境庁方式によるべき。昼間仕事や学校などで被害地域外に出ている住民は、昼間

の騒音をカットして
うるささ指数を算定
すべき

・住宅防音工事をし
ている場合は賠償額
を減額すべき

・騒音被害の存在を
知りながら被害地域
に転入した住民は、
賠償請求できないか
賠償額を大幅に減額
すべき（危険への接
近論）

といった点を概括的
に主張しています。

5 準備書面(2) |
原告

被告の準備書面
(1)に対して、各
論点ごとに個別に反
論をしました。

6 準備書面(1) |
被告

騒音の評価方法に
ついての解説と国が
行っている各種の基
地周辺対策事業につ
いての説明です。

7 準備書面(3) |
被告

騒音の評価方法と
しては、防衛施設庁
方式ではなく環境庁
方式によるW値を用
いるべきであること
ただし環境基準は受

忍限度の基準にすべ
きでないことを主張
したものです。

8 準備書面(3) |
原告

被告の準備書面
(3)に対する求釈
明として、北関東防
衛局がウェブサイ
トで公開している騒
音自動測定結果が、
防衛施設庁方式か環
境庁方式か明らかに
するとともに、騒音
測定データを開示す
るよう求めたもので
す。

9 準備書面(4) |
原告

被告の準備書面
(2)及び(3)に
対する認否・反論を
中心とした書面です。
周辺対策は住民が
被っている騒音被害
を除去・軽減する本
質的な対策になって
いないこと、軍用空
港の騒音を環境庁方
式で評価するのは不
適切で、軍用空港の
特性に合わせた補正
を講じている防衛施
設庁方式のW値を採
用すべきであること
などを主張していま

10 準備書面(4) |
被告

横田基地が高度の
公共性を有している
ので、騒音等の違法
性を判断する際には
この点を十分に考慮
してもらいたいとい
う主張です。

11 準備書面(5) |
被告

横田基地周辺の住
宅防音工事について
の説明と、住宅防音
工事が実施されてい
る場合は工事の割合
に応じて賠償額を減
額すべきであるとい
う主張です。

12 準備書面(6) |
被告

横田基地における
地上騒音は測定値も
小さく、周辺への影
響は小さいこと、日
米合同委員会の合意
で夜間早朝は飛行や
地上活動は制限され
ており、騒音軽減の
努力がなされている
ことなどを主張する
書面です。

13 準備書面(7) |
原告

(3)の求釈明に対
する回答として、騒
音測定データとW値
の算出方法などを説
明したものです。

14 準備書面(5) |
被告

いわゆる「危険へ
の接近の法理」(騒
音被害を知りながら
基地周辺に転入した
住民は、賠償請求で
きないか、賠償額を
大幅に減額すべき)
を総論的に主張した
ものです。

15 準備書面(5) |
原告

被告の準備書面
(4)に対する反論
として、横田基地に
は、住民に及ぼす被
害を正当化できるほ
どの高度の公共性を
認めることはできな
いことを主張してい
ます。

16 準備書面(6) |
原告

被告の準備書面
(5)に対する反論
として、住宅防音工
事による被害軽減の
考え方は、住民の生
活実態にそぐわず、
むしろ音源対策や飛
行制限をなおざり
にしてしまっている
ことごまかしに
過ぎないことな
どを主張してい
ます。

数だけ見ると、
被告(国)から
の提出書面の方
が2つ多くなっ
ていますが、数
ではなく、内容
の問題ですので、
順次対応してい
く予定です。

地上騒音の問
題の主張や危険
への接近に関す
る反論は、現在
弁護団で準備を
進めており、そ
の他の主張も整
理中です。

今回ご紹介し
たのは、あくま
で「主張」に関
する書面で、こ
れ以外に大量の
証拠書類が提出
されています。

この紙面では紹
介しきれないほ
どありますので、
機会を改めたい
と思えます。

原告の準備書面

メールニュースお申し込みはこちら

オスプレイ飛来、緊急抗議集会の開催などはメールニュース配信にご登録されている方にはご案内してきました。郵送する原告団ニュースで間に合わないお知らせなどを配信しています。原告団ホームページの申し込みバナーからお申し込みができます。

第2次新横田

検索

メールニュース
お申し込み

団費納入をお願いします

2014年度団費をまだ納めてない方は至急払込をお願いします。前期分だけの納入と1年分の納入は任意です。振込用紙を紛失された方は、原告団事務所、またはお近くの世話人にお申し出下さい。

弁護団合宿で 陳述書を検討

去る8月19日、箱根湯本の温泉宿「開雲」にて夏合宿を実施しました。弁護団からは23人、原告団からは6名と多くのメンバーが参加し、裁判の今後の課題について検討を行いました。

今回の合宿の最大の検討事項は、今年はじめ頃から原告の皆様にて作成をご協力頂いていた陳述書の検討作業でした。具体的には、合宿前に弁護団ウェブサイトに上それぞれ陳述書作成を担当した弁護士が陳述書データをアップし（この仕組みは弁護団新事務局長の加納力弁護士が作ってくださいます）、これらに予め各参加メンバーが目を通した上で特徴のあるものをピックアップした上で合宿の中でウェブサイト上の

データそれぞれ参照しながら本人尋問候補者を絞り込んでいく、というものでした。

その中で印象的だったのが、多くの方が長い間騒音にさらされてきている生活に慣れている、とお話されていることでした。この点については、参加された原告の方からは、「慣れ」ではなくて、騒音によって聴覚神経がマヒしてしまっていることもあるのではないかと、長い間生活しているなかで騒音をいちいち気にしている、それを「慣れ」と表現しているのだから、決してうるさくないのだ、ということではないのだ、という意見が述べられました。弁護団としても、そのよ

当の気持ちをきちんと汲みとった主張・立証を行わなければならぬと強く感じました。

熱い議論を交わした後は、温泉に入り、おいしい夕食を食べ、二次会にも多くの人が参加し非常に盛り上がった合宿になりました。また、二日目には、それぞれの検討班ごとに、今後の裁判においてどのような立証を予定しているのかについての報告がなされました。具体的な今後の見通しについては、今後のニュースにおいて詳細を報告させていただきます。



前方のスクリーンに投影して、陳述書を検討しています



最後に、本人尋問の最終的な候補者については更に弁護団で検討を加えた上で候補者の皆様に個別にご連絡させて頂きました。

合宿に参加して

初めて合宿に参加し、時代が進んでいるのを痛切に感じました。

まずは、400近い「陳述書」が電子データとして弁護士先生全員の共通ファイルとなっております、検索機能もついているので、内容の吟味・

すので、その際にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます

検討も活発で、まとめる方向が見えてくるようでした。

次に私もそうなのですが、高齢化と被害感情です。家での生活が多くなればなるほど騒音にさらされるものが多くなり、今まで以上に切実な問題となっているのをよく理解できました。

また、就労環境の変化というか、在宅勤務・勤務時間の不規則化等により、家で集中して仕事をし、昼間に睡眠をとるなどのケースが増えている中、騒音の増大はまさに生活全体を苦しめることになりま

ことでしよう。

「今後の進め方」このように短時間でのまとめとその提出は裁判を進めるうえでペースを速めることができ、「現場検証」と被告との「進行協議」も具体策作りが進めば、裁判の先がより一層よく見えてくるものと感じました。

最後に20数名の弁護士先生と参加の原告団の一人一人の発言や懇親会での会話で皆さんをよく知ることができまして、一層この裁判が自分にとってこれからの人生にプラスになるのだと確信した次第です。

原告団 幹事
立石 正之



傍聴記

平成26年9月3日午後2時、東京地方裁判所立川支部で第5回口頭弁論が行われました。私は第1回から欠かさず傍聴していますが、今回は準備書面が原告は(6)まで、被告は(8)まで提出されています。何だか取り残されたような気分です。

第1回口頭弁論の時は、原告団と弁護団が同一のスタートラインに立っていたと思うのですが、その後は弁護団だけが行って原告団は蚊帳の外だから、何をしているのかわかりません。

準備書面を全部読むのは大変ですが、せめて目次だけでも配ってくれば、あ

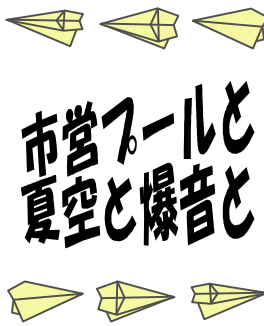
今回の裁判は国側の「横田基地は軍事的に重要かつ高度の公共性が認められ、米軍の活動を優先し被害は我慢せよ」という主張に対しての弁護団の立場からの反論でした。

生活を営む権利が述べられました。国は騒音地域の線引きを、環境省の基準より基地の特殊性から厳しい基準を定めていたものを交代させ、環境省の基準に線引きを変えると説明がありました。先の裁判でも基地ができて以来、国は問題解決に努力がされていないという厳しい判決が出ているにもか

かわらず、今もってその努力がされていないことを強く指摘しました。法治国家であるにもかかわらず裁判の判決が守られず、オスプレイの飛来などと軍事化が強まって、最近ますます危険を感じる情勢ですが、今日の弁論はとても力強いと感じました。

八王子原告
宮川 亮子

瑞穂原告
藤田 久美子



毎年夏になるとプールで泳いでいます。福生市営プールは50mの大きなプールで、施設もきれいに改装され料金も2時間200円です。入場口にはアルバイトの若い女性が、揃いの赤いTシャツで、



毎時の50分から10分間の休憩があり、合図の笛で水から上がりプールサイドで寝転がります。多摩川を吹き渡る川風が心地良く(すでに入場料は元を取っている)、リゾート気分が満喫できます。

「おはようございます」「チケットを拝見します」「楽しんでください」とこやかに声をかけてくれます(これだけで2000円の元は取った!)と思います。

ところが!、そんなときに聞き覚えのある爆音が...そうです。仰向けになった私の真上をC130が飛んでいくのです。日によっては2〜3機の編隊で飛ぶのです。遙か西の空まで飛ぶこともあり。たぶん青梅市やあきる野市の方まで飛ぶでしょう。

繰り返し飛ばれると、真上から来る強烈な圧迫感を感じるため、リゾート気分は台無しです。顔見知りになった地元に住む人は、「2〜3年ほど前からよく飛ぶようになった。福生市内でもこの辺はそれほどでもなかったんだけれど...多摩川を目印にターンしているようだネ」と話していました。

瑞穂支部・K.S生



